

裁 決 書

審査請求人 堺市〇区〇〇〇〇
〇〇〇〇

審査請求人が令和3年11月18日付けで行った審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、堺市開発審査会(以下「本審査会」という。)は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

本件は、動物焼却場が堺市の指定した災害危険地帯の急な傾斜面に施工されたことが危険である等と主張して、近隣に居住する審査請求人が、審査請求書に当該焼却場の建設を差し止めることを申請する旨記載して提起した審査請求の事案である。

審査請求人の主張の要旨

1. 本件審査請求の趣旨

審査請求書の「申立の要旨」欄に、「株式会社〇〇〇〇が建設する動物焼却施設の建設を差し止めることを申請する」と記載されている。

2. 本件審査請求の理由

- (1) 堺市〇区〇〇〇〇を中心に動物焼却場が建設されている(これを以下「本件焼却場」という。)
- (2) 本件焼却場は、堺市が指定した災害危険地帯の急な傾斜面に支柱が施工されている。泉北ニュータウン建設以来この斜面に人工の手が入った記憶はなく、誰もが危険地帯と認めていた。このような土地に建築することは、極めて危険で

無謀ともいえる。さらに、傾斜面に建築することによって、その場所だけでなく周辺の地力が弱まり、危険性は一層増幅すると考えられる。また、斜面直下にある民家は、万一崩落などの事故の場合、直撃の被害を受ける。住民は雨の降るたびに恐怖にさらされる。

- (3) 本件焼却場の直下にある住家は、窓を開ければ手の届くほどの直近に隣接して本件焼却場に突き当たることとなり、不愉快の極みである。このような場所に建設するのは住民の立場を全く無視した傍若無人の振る舞いである。

また、本件焼却場による風評被害も予想される。風評は防ぐのが困難である。造成中の近隣の土地では、風評を恐れ売却困難とみて住宅建設をやめたようである。すでに地価の下落は明らかで実際にあらわれている。現に居住する人が転出すれば、地域の衰微することは明らかである。

- (4) 審査請求人が本件焼却場の建設を知ったのは令和3年10月初めだと思う。最近、反対運動の方に接して、初めて情報を知った。その方によると、同年夏にカフェショップ建設との話を聞いて心配していたそうである。同年8月頃になって焼却場もできると聞いてびっくりしたそうである。カフェショップと言って心配をやわらげながら実は焼却場建設というやり方は許せない。事実を隠して進めていたとも言え、無誠意の極みである。

理 由

- 1 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)による審査請求をするには、法第19条第2項に掲げる事項を記載した審査請求書を提出する必要がある、審査庁は、審査請求書が同条の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その補正すべきことを命じなければならないとされている(法第23条)。

また、審査請求人が法第23条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、法第2章第3節の審理手続を経ないで、法第45条第1項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる(法第24条第1項)。

- 2 これを本件についてみると、本件審査請求に係る経過は概要次のとおりである。
- (1) 審査請求人は、令和3年11月18日、本件審査請求の審査請求書を堺市健康福祉局健康部保健所環境薬務課に提出した。
- (2) 本件審査請求の趣旨等が不明確であったことから、同年11月24日、同環境薬務課が審査請求人に対し、本件審査請求の趣旨等を架電のうえ確認したところ、本件焼却場に関し堺市が株式会社〇〇〇〇に出した許可処分を取り消してほ

しい等説明があった。

審査請求人のいう許可処分に該当する複数の処分の存在が判明した一方で、建築確認に係る審査請求については建築基準法(昭和25年法律第201号)第94条第1項に基づき建築審査会が、開発許可に係る審査請求については都市計画法(昭和43年法律第100号)第50条第1項の規定に基づき本審査会が、それぞれ審査庁となることから、同日、同環境業務課は、両審査会の事務局である堺市建築都市局開発調整部建築安全課に審査請求書を送付した。

(3) 本審査会は、法第19条第2項に照らして、審査請求書に次の諸点における記載事項の不備を認めた。

- ① どの行政庁の、いかなる処分を争う趣旨であるのか不明確である。
- ② 審査請求に係る処分があったことを知った年月日が明記されていない。
- ③ 処分庁の教示の有無について明記されていない。

(4) 本審査会は、法第23条の規定に基づき、同年12月13日付けで審査請求人に対し、同年12月28日を期限として当該不備の補正を命じる旨等を記載した文書(建安第2208号)を送付した。

これに対して、審査請求人は当該補正期限までに補正の措置を何らとらなかったことが認められる。その結果、上記諸点における不備により、本審査会が本件審査請求の審理を続けることは困難であるから、本件審査請求は不適法というほかはない。

3 以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、法第24条第1項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年3月11日

堺市開発審査会 会長 森 宏司

印

(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、堺市を被告として(訴訟において堺市を代表する者は堺市長となります。)裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。